災害時における電力復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等に関する覚書

安中市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社(以下「乙」という。)は、平成30年3月30日に締結した「災害時における電力復旧等に関する協定」に基づき、電力復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等及び甲の管理する道路上の障害物の除去等並びに予防措置等に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 | 条 本覚書は、甲及び乙が電力復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等を早急に実施するため、円滑に作業に当たるとともに予防措置に関して相互協力を行うことを目的とする。

(適用要件)

第2条 本覚書は、第6条(予防措置)を除き、「安中市災害対策本部」が設置された場合に 適用するものとする。

(対象区域)

第3条 対象とする区域は、甲が管理する道路及びその周辺の区域とする。

(用語の説明)

- 第4条 電力復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等(以下「復旧作業」という。)とは、 次の各号の作業をいう。
 - 一 電力復旧に係る作業に支障となる電線や電柱に接触している樹木などの障害物の除去 等。
 - 二 電線や電柱などの電力設備の損傷などにより、道路の通行に支障を生じさせている電力設備の除去等。
- 2 甲の管理する道路上の障害物の除去等(以下「啓開作業」という。)とは、次の各号の作業をいう。
 - 前項第一号及び第二号の復旧作業において除去できない障害物の除去等。
 - 二 復旧作業現場への進入路を塞いでいる障害物の除去等。

(復旧作業及び啓開作業の協力)

- 第5条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及 び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上書面をもって行う ものとする。
- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施するものとする。
- 3 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請すること ができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うものとする。
- 4 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施するものとする。
- 5 第1項又は第3項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は

電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第 | 項又は第 3 項に準じて手続きを 行うものとする。

- 6 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第 I 項又は第 3 項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第 I 項又は第 3 項に準じて手続きを行うものとする。
- 7 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去 作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技 術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行うものとする。
- 8 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、速やかに乙の 技術員を派遣するものとする。

(予防措置)

第6条 甲及び乙は、災害時に倒木被害が想定される危険箇所をあらかじめ共有し、被害を 未然に防止するための措置として、平時から予防的伐採を協力して進めるものとする。

(費用負担)

- 第7条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添 I の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。
- 2 第5条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が 乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払うものとする。
- 4 第5条第4項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が 甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払うものとする。
- 6 前条の予防的伐採に関する費用負担については、甲乙協議して定めるものとする。 (障害物等の保管、土地の一時使用)
- 第8条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に 従うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築するものとする。

(実施責任)

- 第 I O条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等 の対応は、甲及び乙が連携して行うものとする。
- 2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行うものとする。

(有効期間)

- 第11条 この覚書の有効期間は、甲と乙が平成30年3月30日に締結した「災害時における電力復旧等に関する協定」の期間とする。ただし、甲又は乙において覚書を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ、覚書を解除することができるものとする。(定めのない事項等)
- 第 I 2条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 I 通を保有する。

令和4年3月10日

- 甲 安中市安中一丁目23番 I3号 安中市 市長 茂木 英子
- 乙 高崎市宮元町 I 2東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社 支社長 田中 敦